

第2次北斗市総合計画

基本構想（素案）

第1章 まちづくりの将来像と目標	1 P
第1節 将来像（シンボルテーマ）の設定	1 P
第2節 基本目標	2 P
1 新幹線を活かした元気で魅力あるまちづくり	2 P
2 誰もが幸せで輝くまちづくり	3 P
3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり	4 P
4 市民参加による協働のまちづくり	5 P
第3節 人口の将来推計	6 P
第2章 土地利用に関する基本方向	7 P

第1章 まちづくりの将来像と目標

市民や行政をはじめ、さまざまなまちづくりの担い手が、北斗市に誇りをもち将来像を共有しながら、その実現に向け互いに協働するパートナーシップによるまちづくりを進めていくため、本市の将来像とめざすべきまちづくりの方向性を4つの基本目標として掲げ、新たな北斗市の創生に向け、総合的かつ計画的にまちづくりを進めます。

第1節 将来像（シンボルテーマ）の設定

新たな北斗市の創生に向けたまちづくりの将来像を次のとおり設定します。

※第2次北斗市総合計画のシンボルテーマは未定

【参考】第1次北斗市総合計画シンボルテーマ

～あなたが主役 可能性を未来に～

歴史や文化、資源を生かす豊かな環境都市
新幹線が拓く、輝きのまち

第2節 基本目標

1 新幹線を活かした元気で魅力あるまちづくり

北海道新幹線によるさまざまな効果を最大限に引き出し、本市の恵まれた地域資源や多様な魅力と結び付け、その経済効果を各産業に波及させ、市内全域の持続的な発展につなげていく、新幹線を活かした元気で魅力あるまちをめざします。

新函館北斗駅周辺を拠点とした賑わいのある都市機能形成を進め、高速交通アクセスに恵まれた立地環境を活かし、企業誘致の推進と新たな産業の創出により雇用の拡大を図ります。

生産基盤の整備や複合経営、高付加価値化の推進などにより、本市の基幹産業である農業のさらなる経営安定化、つくり育てる漁業やブランド化などによる漁業経営の強化を図り、担い手の確保に努めるとともに、食の安定供給に向けた成長産業として、農林水産業の持続的な発展への取組を進めます。

市民の暮らしを支え、地域の憩いの場として、新函館北斗駅前をはじめ各地域に魅力的で活気ある商店街の形成を推進するとともに、観光需要を見据えた新たな商品開発を促進し、商工業の活性化を図ります。

本市の恵まれた観光資源や自然環境、立地特性を活かし、地域産業とも連携しながら多様な観光ニーズに対応し、国内外に通用する観光地づくりを推進するとともに、交流人口の拡大によるまちの活性化を図ります。

2 誰もが幸せで輝くまちづくり

子どもを生み育てたい、暮らし続けたいと市民が願い、次代を担う子どもたちを社会全体で育み、すべての市民が住み慣れた地域で、健やかに心豊かな暮らしを送る、誰もが幸せで輝くまちをめざします。

若い世代が、家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができるよう、切れ目のない子育て支援の充実を図り、多様化する生活スタイルに対応する子育て環境づくりを推進します。

町内会や地域福祉団体などと行政が連携し、市民が共に支えあい、安心して地域で住み続ける環境づくりを推進するとともに、高齢者の生きがい活動や障がい者への生活支援などの適切な福祉サービスを提供し、安心と温もりを感じ、生き生きと暮らすことができる地域社会を実現します。

子どもたちの豊かな個性と多様な能力に磨きをかけ、基礎学力の向上と新しい時代を生きる力を育み、「知・徳・体」のバランスの取れた教育を推進するとともに、地域に開かれた特色ある学校づくりを進め、学校と家庭、地域との連携や協働により、子どもたちの健全育成に取り組みます。

すべての市民が生涯を通じて主体的に学ぶ機会や、優れた芸術や文化にふれあう機会の充実を図り、地域とのかかわりや市民相互のつながりを広げるとともに、健康増進に向けた市民皆スポーツの実践により、心身ともに健康で生きがいを持って暮らせる環境づくりを推進します。

市民が暮らし続けたいと思えるまちづくりを進めるとともに、本市の魅力を広く発信し、空き家バンク制度の活用や子育て世代を重点対象とした移住・定住の促進に取り組みます。

3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり

災害などから生命や財産を守り、犯罪のない明るい社会の実現と、将来を見据え社会基盤施設の機能を維持し、自然環境と調和する良好な都市機能や住環境、地域交通の充実などが図られる、安全・安心な便利で暮らしやすいまちをめざします。

市民の防災意識の高揚と、消防、救急体制の強化を図り、関係機関との連携による犯罪の未然防止に努めるとともに、市民総ぐみの交通安全運動と防犯対策を推進します。

快適な道路空間の形成や市民が身近に親しめる公園整備など、人口や社会ニーズの変化を見据え、道路や上下水道、市営住宅などの社会基盤施設の計画的な整備と安定的かつ効率的な運用を図り、自然と調和する利便性の高い都市機能の充実を推進します。

市民生活に欠かすことのできない地域の公共交通を将来にわたって確保していくため、市民の利用促進と利便性の向上を図るとともに、高齢社会や人口減少などによる交通需要の変化に対応し、地域特性を踏まえた公共交通のあり方について検討します。

豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、環境保全に対する市民意識を高め、廃棄物の減量化とリサイクル化を促進し、循環型社会の確立による環境保全対策を推進します。

4 市民参加による協働のまちづくり

良好な地域コミュニティの形成を図り、市民一人ひとりが地域社会の担い手として、知恵を出し協力しながら本市の魅力を高め、新たな北斗市を創生する、市民参加による協働のまちをめざします。

地域コミュニティ基盤の充実を図り、市政情報の発信と市民ニーズの把握に努め、市民や行政をはじめ、まちづくりを担うさまざまな主体が役割と責任を自覚し、市民と行政のパートナーシップを構築します。

多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、市役所の機能強化を図り、財政状況などのわかりやすい公表により市民理解を深め、持続的で効率的な行財政運営に努めます。

恵まれた地域資源やかけがえのない固有財産など、本市のさまざまな魅力をさらに高め、最大限に活用し、市民協働でまちづくりを進めながら、すべての市民が誇りに思える新たな北斗市を創生します。

第3節 人口の将来推計

平成 27 年 12 月に策定した北斗市まち・ひと・しごと創生総合戦略における北斗市人口ビジョンでは、自然動態と社会動態を次のとおり設定し、人口の将来展望を示しております。

- ・自然動態：合計特殊出生率が、平成 27(2015)年の 1.46 から、平成 42(2030)年まで上昇する。
- ・社会動態：平成 28(2016)年以降、直ちに均衡（＝0）とする。

○北斗市人口ビジョンによるシミュレーション (単位：人)

	平成 27 年 (2015 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 37 年 (2025 年)	平成 39 年 (2027 年)
総人口	47,044	46,092	45,001	44,537
年少人口 (15 歳未満)	6,623	6,064	5,735	5,705
生産年齢人口 (15 歳～64 歳)	28,244	26,979	26,174	25,679
老人人口 (65 歳以上)	12,177	13,049	13,092	13,153

第2章 土地利用に関する基本方向

土地は、市民生活と生産活動の基盤であり、かつ、限られた資源であることから、それぞれの地域における自然的、社会的、経済的な諸条件を活かした有効利用が求められます。

このため、北海道土地利用基本計画で定められた地域区分に基づき、適正な土地利用とそれぞれの地域間の調整に努めながら、北斗市のまちづくりを進めます。

（1）都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発・整備し、保全する必要がある地域です。

土地利用については、低・未利用地の有効利用、良好な都市環境の確保と形成、及び安全で機能的な都市基盤の整備等に配慮します。

既存市街地については、土地利用の高度化を促進するとともに、市街化区域において今後新たに必要とされる宅地については、民間企業の活力を活かしつつ、計画的な土地利用を図ることを基本とします。

（2）農業地域

農業地域について、農用地として利用すべき地域は、総合的な農業振興を図る必要がある地域です。

土地利用については、農地が食料生産にとって重要な基盤であることから、極力その保全と有効利用を図るとともに、次代につながる最も効果的な活用方法も考慮しつつ、集団的な優良農地の保全、農業の担い手への農地集約化を推進します。

他の農地は、保全に努めつつ、農業と地域振興との調和を図りながら適切な土地利用を進めます。

（3）森林地域

森林地域は、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。

土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能や、国土保全、水源のかん養、保健休養、二酸化炭素の吸収、生物多様性など自然環境の保全等の公益的機能を通じて、市民生活に大きく寄与していることなどから、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が最高度に発揮されるようその整備及び保全を図るものとします。